

⑧ リスク管理債権の状況

(単位：千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	増 減
破綻先債権額	193,407	181,195	▲ 12,212
延滞債権額	2,093,166	1,815,162	▲ 278,003
3ヵ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	200,825	72,019	▲ 128,806
合 計	2,487,399	2,068,377	▲ 419,022

(注1) 破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

(注2) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

(注3) 3ヵ月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

(注4) 貸出条件緩和債権

債務者の再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨ 金融再生法開示債権区分にもとづく保全状況

(単位：千円)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	807,291	190,036	170,053	447,200	807,291
危険債権	1,191,046	459,303	315,655	227,705	1,002,664
要管理債権	72,019	18,180	—	25,396	43,576
小 計	2,070,357	667,521	485,709	700,301	1,853,532
正常債権	53,038,871				
合 計	55,109,229				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条にもとづき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次の通り区分したものです。

なお、当JAは同法の対象となっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

- ① 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
- ② 危険債権とは、経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権をいいます。
- ③ 要管理債権とは、貸出条件緩和貸出債権をいいます。
- ④ 正常債権とは、上記以外の債権をいいます。